

子ども手当の申請をお急ぎください

平成22年4月から子ども手当（中学校修了までの児童一人につき月額1万3千円）が始まりました。この手当は、受給資格があっても自身で申請しなければ受け取ることができません。下記のフローチャートをご覧ください。該当される方でまだ手続きのお済みでない方は、市役所伊奈庁舎児童福祉課で早急にお手続きください。

※公務員の方については、ご自身の勤務先で確認、申請を行ってください。

監護者は、国内に住んでいますか？

※「監護」とは、子どもの生活全般の面倒をみることです。

いいえ

子ども手当の対象になりません。

はい

平成7年4月2日以降に生まれたお子さんはいますか？

いいえ

子ども手当の対象になりません。

はい

平成22年3月末までに児童手当（小学校修了前特例給付等含む）の受給認定はされていましたか？

いいえ

子ども手当を受給できます。児童福祉課で申請してください。

所得制限で受けられなかった方など

はい

平成22年4月1日時点で中学2年生または3年生のお子さんはいますか？

いいえ

手続きを行う必要なく、児童手当から子ども手当の受給者になります。

（※ただし、平成22年度の現況届を提出しないと、平成22年6月分以降の手当を受給できません。）

はい

中学生も子ども手当の対象になります。児童福祉課で、手当増額の申請をしてください。新中学1年生は申請しなくても児童手当から継続支給となります。

子ども手当制度開始の経過措置として、子ども手当を受給できるようになった時点までさかのぼって手当を受給することができます。請求期限は平成22年9月末日までです。期限を過ぎた場合には、手当の支給は請求の翌月からとなります。さかのぼって支給することはできませんので、期限にかかわらず早めに手続きをお済ませください。

※平成22年4月2日以降の出生、転入についての手当請求は、出生および転入の翌日から15日以内に手続きをしてください。請求手続きが遅れますと、手当の支給開始月が遅れますので十分ご注意ください。

◆申請に必要なもの

- ・印鑑（認印）
- ・認定請求者名義の銀行口座（配偶者や子どもの口座にはできません）※ゆうちょ銀行口座はご利用いただけません。
- ・認定請求者の健康保険証の写し
- ※子ども手当の認定請求者は、子どもの生計の中心者です。
- 認定請求書などは、伊奈庁舎の児童福祉課窓口に用意してありますので、手続きにお越しになった際にお渡しします。
- 子ども手当の受け付けは、土、日、祝日を除く平日の午前8時30～午後5時15分です。伊奈庁舎1階の児童福祉課で受け付けます。
- ご多忙により窓口にお越しいただけない方は、大変お手数ですがお電話で児童福祉課までご連絡ください。請求書類を郵送しますので、ご自宅が必要事項記入のうえ、必要書類を添付して児童福祉課あてに郵送していただいても結構です。ただし、郵便不着などの責任は負えませんので、書留などの方法で確実に届く方法で郵送いただくことをおすすめします。
- また、書類に不備などがあった場合の確認として、日中の連絡先は必ず明記していただきますようお願いいたします。

◆注意

子どもと別居している場合や、監護者が子どもの親ではない場合、外国籍の方などは別途手続きが必要ですので、児童福祉課まで問い合わせください。



問 伊奈庁舎児童福祉課 ☎58
2111（内線1162）